

平成21年5月21日
経済財政諮問会議(第13回)提出資料

社会保障の機能強化に向けた今後の取組 ～「社会保障の機能強化の工程表」を中心に～

平成21年5月21日

舛添臨時議員提出資料

社会保障の機能強化の「工程表」に関する主な取組

【基本的考え方】

- 「中期プログラム」の「工程表」に示された改革の諸課題について、制度改革の時期も踏まえて検討を進め、確立・制度化に必要な費用について安定財源を確保した上で、段階的に内容の具体化を図る。
- 2015年に向けての取組の方向性に沿って、まずは、当面2011年度頃までに以下の取組を積極的に実施する。

<2015年に向けての取組の方向性>

年金

○低年金・無年金者対策の推進

- ・保険料免除制度の見直し、受給資格期間の見直し、厚生年金適用拡大、保険料追納の弾力化等について検討、その結果に応じ所要の法改正等を行って実施に移す。

○在職老齢年金制度の見直し等

- ・高齢者の就労にも配慮しつつ、在職老齢年金制度の見直しについて検討、その結果に応じ所要の法改正等を行って実施に移す。

○育児期間中の保険料免除

- ・他の少子化対策と歩調を合わせて育児期間中の保険料免除について検討、その結果に応じ所要の法改正等を行って実施に移す。 など

少子化対策

○新たな制度体系の創設と給付・サービスの整備

- ・国民が希望する結婚・出産・子育てが実現できるよう、新たな制度体系の下で子育て支援の給付・サービスの一元的に提供する。
- ・例外なく保障され、質が確保された保育サービスの整備を進める。

○すべての子ども・子育て家庭に必要な給付・サービス等の保障

- ・仕事と家庭の両立支援：育児休業・短時間勤務と保育、又はその組合せでカバーできる仕組みを構築する。また、休業中の所得保障、就業する場合の保育サービスが切れ目なく提供される体制づくりを進める。
- ・すべての子育て家庭の子育て支援：働いていない場合でも月20時間程度の一時預かりを利用できるような支援体制づくりを進める。
- ・学齢児への対応：放課後児童クラブの拡充によって「小1の壁」の解消を図る。 など

<2011年度頃までの当面の取組>

○基礎年金の最低保障機能強化等の検討

- ・平成21年1月に国会に提出した、基礎年金の2分の1を国庫で負担するための国民年金法改正法案附則に、基礎年金の最低保障機能強化等に関する検討規定を明記。
- ・安定財源確保への道筋についての議論を踏まえつつ、基礎年金の最低保障機能の強化等の具体策確立に向けて検討を深める。 など

○次世代育成支援のための新たな制度体系の検討と法制化

- ・全国あまねく切れ目ない子育て支援サービスの提供を可能とする新たな制度体系の在り方を検討し、税制改革の動向を踏まえつつ、必要な法制上の整備を図る。

○新たな制度体系の創設をにらんだサービス基盤緊急整備

- ・「安心こども基金」(~2010年度)等により、保育所・放課後児童クラブの整備、家庭的保育、小規模保育など保育サービスの提供手段の多様化・供給拡大を進める。
- ・一時預かりサービスの利用助成と普及、地域子育て支援拠点等の基盤整備など、すべての子ども・家庭を対象とする子育て支援サービスの整備を進める。

○きめ細かな支援

- ・妊婦健診等への公費負担を通常必要とされる14回程度まで拡充を図る。
- ・社会的養護等の特別の支援を必要とする子ども達等へのサービスを拡充する。

○新たな制度体系へのステップとなる制度改革と着実な施行

- ・改正次世代法・児童福祉法に基づき、女性の労働市場参加に対応した保育サービス等の潜在需要を見込むための新たなプラン(数値目標)を策定する。
- ・育児期における短時間勤務制度の義務化、男性の育児休業取得促進等を盛り込んだ育児・介護休業法の改正法案の国会提出。 など

【医療】

○急性期医療の充実強化、地域連携の強化

- ・病床を機能分化し、急性期病床に医療資源を集中投入する。
- ・急性期後の医療や在宅医療を充実するとともに地域連携を強化し、早期退院・在宅での療養継続・社会復帰の実現を目指す。

○医師と看護師等との役割分担の推進

- ・看護師等の専門性を高めながら、チーム医療・役割分担を推進し、患者本位の医療を目指す。

○新技術、効率化等への対応

【介護】

○地域包括ケアの実現、介護サービス基盤の強化

- ・グループホーム等居住系サービスの拡充や、24時間対応の強化等在宅介護の強化・充実を進める。
- ・高齢者が安心して暮らせる住宅の整備。

○介護従事者の確保・定着支援等

- ・介護職員の処遇改善と確保、キャリアパスの構築を図る。
- ・医療・介護を通じた専門職種間の連携体制を構築する。

～医療と介護の連携～

○医療と介護が連携したサービスを提供するための診療報酬・介護報酬の見直し など

〈救急医療など地域医療の強化〉

○地域医療再生(2009年度補正予算案)

- ・5年間程度の基金を都道府県に設置し、地域全体での連携の下、計画にしたがって、以下の事業を地域の実情に応じて実施して、地域医療再生・強化を図る。
 - ◇医療機能連携のための施設・IT基盤の整備
 - ◇大学病院等と連携した医師派遣機能の強化
 - ◇医師事務作業補助者の配置 等

○2013年度からの都道府県医療計画の改定に向け、急性期医療の新たな指針を作成する。

○2010年度に見込まれる診療報酬改定において救急、産科等の体制強化などの方策を検討する。

〈医師と看護師等との役割分担の推進〉

- ・看護師等の専門性を更に高めるとともに、医師と看護師等との役割分担が可能な行為を一層明示・普及し、チーム医療・役割分担を積極的に推進する。

〈新技術、効率化等への対応〉

○医療新技術に対応するための革新的医薬品等の開発支援(2009年度補正予算案)

- ・がん、小児等の未承認薬等の開発支援、審査の迅速化を図る。
- ・新型インフルエンザ対策のため、全国民分のワクチン開発・生産期間を大幅に短縮する体制(現在1年半～2年→約半年)を整備する。(2009年度補正予算案)

○後発医薬品の使用促進等

○レセプト原則完全オンライン化

- ・自らオンライン請求することが当面困難な医療機関等に配慮しつつ、オンライン化を推進する。

○介護サービス基盤整備

- ・デイサービスセンター等を併設した公的賃貸住宅の整備などを進める。
- ・特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等の緊急整備を進める。(2009年度補正予算案)

○介護人材の処遇改善

- ・プラス3.0%の介護報酬改定による介護従事者の処遇改善を図る。
- ・介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対し助成を行う。(2009年度補正予算案)
- ・介護経験のない離職者等に対する職業訓練、潜在的有資格者の再就職支援、現に働く介護人材の資格取得等のキャリアアップ支援などを行う。(2009年度補正予算案)

○2012年度からの市町村介護保険事業計画、2012年度に見込まれる介護報酬改定等に向けた検討

- ・2009年度の介護報酬改定の事後検証も踏まえ、介護報酬の在り方について、望ましい地域包括ケアシステムの構築という観点からの検討を進める。

○医療と介護の連携強化

- ・医療と介護が連携したサービスを提供するための診療報酬と介護報酬の同時改定(2012年度見込)に向けた検討を進める。 など

○社会保障カード(仮称)の導入

- ・実証実験の実施や医療保険者の情報化の推進等の環境整備を行いつつ検討を進め、2011年度中を目途に導入する。

○社会保障カード(仮称)の実現

- ・電子政府・自治体との一体的推進

安心活力の実現に向けた雇用対策

【基本的考え方】

- 現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、当面、「経済危機対策」に盛り込まれている「緊急雇用対策」の推進に全力をあげる。
- さらに、今後の人口減少社会において、国民が将来に希望を持って安心して働けるようにし、我が国社会の活力を維持・発展させていくため、人材への投資等による格差是正、全員参加による社会の活力増進を中核に据えた中期的な対策を実行する。

当面の対策

緊急雇用対策の推進(経済危機対策)

平成21年度補正予算案
約2.5兆円

- ◇雇用維持支援
- ◇再就職支援・能力開発対策
- ◇雇用創出対策
- ◇派遣労働者保護対策、内定取消し対策等
- ◇住宅・生活支援等

景気回復期を見据えた中期的な雇用対策

人材への投資

- ◇ 新分野・成長分野を見据えた職業訓練の充実、産業間労働移動の促進、そのためのハローワークの再就職支援機能の強化、公共職業訓練機能の強化をはじめとする支援策、体制の整備
- ◇ 若者、母子家庭の母等を中心に、職業訓練、生活支援と組み合わせた再就職支援を強化
- ◇ ジョブ・カード制度の活用による職業能力向上のための労働市場インフラづくり 等

働き方の改革等

- ◇ 仕事と生活の調和の実現(景気回復期に長時間残業に戻ることの抑制等)
- ◇ 労働関係法令の遵守に向けた指導監督の徹底、体制整備
- ◇ 労働相談体制の整備及び働く人のためのルールに関する教育の実施 等

若者・女性・高齢者・障害者の就業実現

- ◇ 年長フリーター等の正規雇用化支援の強化
- ◇ 仕事と育児の両立支援策の拡充
- ◇ 団塊の世代が活躍できる環境の整備
- ◇ 雇用・福祉・教育等の連携による地域の障害者の就労支援力の強化 等

非正規労働者への総合対策

- ◇ 短時間労働者、有期契約労働者の正社員転換、均衡処遇の取組への支援
- ◇ 職業能力開発支援の充実
- ◇ 派遣労働者等の保護と雇用安定の確保
- ◇ 非正規労働者の総合的な就労・生活支援体制の整備 等

雇用創出

- ◇ 地域の雇用創出関連諸事業を都道府県・労働局が一体となって推進
- ◇ 地域の雇用創出事業の実績を踏まえたノウハウの自治体への提供 等